運輸安全委員会設置 法 (昭和四 十八年法律第百十三号)

目

総則(第一条・第二条)

運輸 :安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組

3

織等 (第三条—第十七条)

第第第五四三章章 雑則(第二十八条の二―第三十三条)勧告及び意見の陳述(第二十六条―第二十八条)事故等調査(第十八条―第二十五条)

第

(定義)

事故をいう。十七年法律第二百三十一号)第七十六条第一項各号に掲げる十七年法律第二百三十一号)第七十六条第一項各号に掲げる二条。この法律において「航空事故」とは、航空法(昭和二

法律におい 7 「航空事故等」 とは、 次に掲げるものを

- 5の二の国土交通省令で定める事態をいう。5触のおそれがあつたと認めた事態その他航空事故の兆候(機長が航行中他の航空航空事故 つ。他空機 空法との 第七十二
- おける事故であつて、国土交通省令で定める重大な事故をいおいて発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中に災その他の列車又は車両の運転中における事故並びに軌道における事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火十一年法律第九十二号)第十九条の列車又は車両の運転中にっこの法律において「鉄道事故」とは、鉄道事業法(昭和六
- 4 この法 いう。 律に おい て「鉄道 道 事 故等」とは、 次に掲げるも \mathcal{O} を
- この法律において「船舶事故」とは、次に掲げめられる国土交通省令で定める事態をいう。)一 鉄道事故の兆候(鉄道事故が発生するおそれ、鉄道事故 があると認
- 5 この るも のを 11
- た人の一 死 施 設
- 6 この法律において「船舶事故等」とは、二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外 いう。 次に掲げるも
- られる国土交通省令で定める事態をいう。)船舶事故の兆候(船舶事故が発生するおそれ船舶事故 いがあると認
- 0) 全にお いて 「原因関係者」とは、 航空事 故等、

事 くは られる者をいう。 船舶 しくは 事故 に伴い発生した被害の 舶 事 故等 \mathcal{O} 原因又は 航空事 原因に関係 故、 ばがあると認 鉄道事故若

運輸安全委員会の設置、 組織等 任務及び所掌事 務 並 び

設

条第二項の規定に基づいて、国土交通省の外局として、三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号) 安全委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(任務)

第四 被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、こ原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した。四条 委員会は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の れらの調査 し必要な施策又は措置の実施を求めることを任務とする。 の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対

所掌事務

第五 務をつかさどる。 委員会は、 前条の任務を達 成するため、 次に掲 げる事

- 査を行うこと。 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するため航空事故等の原因を究明するための調査を行うこと。 0 調
- 鉄道事故等の原因を究明するための調 査を行うこと。
- 査を行うこと。 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するため 0) 調
- 六 五 事故等の原因を究明するための調 故に伴い発生した被害の原因を究明するため 査を行うこと。 Ó 調

を行うこと。

七 事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶 告すること。 策又は措置に 前各 号の調 つい 杳 \mathcal{O} て国土交通大臣又は原因関係者に 結果に基づ き、 航 空事 故 鉄道事故な 対し勧

係行政機関の長に意見を述べること。害の軽減のため講ずべき施策につい空事故、鉄道事故及び船舶事故が発 航空事故等、 (のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被・故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航

九 うこと。 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査 及び 研究を行

含む。)に基づき委員会に属させられ 前各号に掲げるもののほか、 法律 た事務 (法 律に基づく命令を

(職権の行使)

第六条 組織 委員会の委員長及び委員 は、 独立してその 職 権 を行う。

第七条 委員会は、委員長及び委員十二人をもつて 組 織する。

2

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。委員のうち五人は、非常勤とする。

4 の委員が、その職務を代理する。 委員長に事故があるときは、 あらかじめその指名する常 勤

(委員長及び委員の任命)

第八条 うから、 かつ公正な判断を行うことができると認められる者のう委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科 委員長及び委員は、委員会の所 両議院の同意を得て、 国土交通大臣が任命する。

- 2 合におい 員長又は委員を任命することができる。 にかかわらず、同項に定める資格を有する者の 2得ることができないときは、国土交通大臣は、いて、国会の閉会又は衆議院の解散のために両 又は委員 E 0 期が満了 又は 欠員 ロのうちから、 Eは、前項の のに両議院の
- 議院 ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。 院の事後の承認を得られないときは、国土交通大臣は、中事後の承認を得なければならない。この場合において、下前項の場合においては、任命後最初の国会において両議
- ることができない。 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員とな
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得な い者
- 禁錮以上の刑に処せられた者
- を含む。)若しくはこれらの者の使用人その他の従業者かを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者らの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるの製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれ一 航空運送事業者若しくは航空機若しくは航空機の装備品 航空運送事業者若しくは航空機若しくは航空機の装備
- 兀 者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製」鉄道事業者若しくは軌道経営者若しくは鉄道若しくは軌 問わ ず、これと同等以上の 若しくはこれらの者の使用人その他の従業者 職権又は支配力を有する者を含
- 運 送事業者若しくは港湾運送事業者若しくは船 若しくは船舶用 品の製造、 整備若しくは

5 の者の使用人その他の従業者又は水先人 上の職権又は支配力を有する者を含む。)若しくはこその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同 \mathcal{O} 事 子業を営 者若 しくはこれ らの 者が法)若しくはこれ 人であるとき

るかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する前三号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によ 者を含む。)又は使用人その他の従業者

(任期)

第九条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、 委員長及び委員は、再任されることができる。の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2

3 委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職 のとする。 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び 務を行うも

(罷免)

第十条 のいずれかに該当するに至つたときは、これらを罷 ればならない。 国土交通大臣は、委員長又は委員が第八条第四 免しなけ]項各号

2 員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適し 一務の執行ができないと認めるとき、又は委員長国土交通大臣は、委員長若しくは委員が心身の 1111 、 た 上、 行為があると認めるときは、 両 議院の同意を得て、これらを罷免することが あらかじめ委員会の意見 見表者しくは委みの故障のため

委員会は、 委員長が招集する。

- 会議を開き、議決をすることができない。 2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同

数

ときは、

委員長の決するところによる。

員は、委員長とみなす。第七条第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、

(服務)

- 漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。 第十二条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を
- 員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役
- てはならない。
 利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営る 委員長及び常勤の委員は、在任中、国土交通大臣の許可の

(給与)

第十三条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(専門委員)

を置くことができる。 第十四条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員

- を聴いて、国土交通大臣が任命する。 を聴いて、国土交通大臣が任命する。 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、委員会の意見
- 3 専門委員は、非常勤とする。

(職務従事の制限)

第十五条 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故等、

鉄道 う。)に従事させてはならない。 関係を有すると認めるときは、当該委員長、 員 四号において同じ。) に関係があるおそれのある者と密接な 事故に伴い発生した被害の原因を含む。第二十五条第一項第 を当該 (航空事故、 放等又は 事故等に関する調査 鉄道事故又は船 船 舶 事 故等 (以下「事 船事故については、これらの 以下「事故等調査」とい 故等」という。 委員又は専門委 。 の 原

の会議に出席することができない。 2 前項の委員長又は委員は、当該事故等調査に関する委員会

(規則の制定)

づいて、運輸安全委員会規則を制定することができる。 令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基第十六条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を

- 2 事務局に、事務局長、事故調査官その他の職員を置く
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
- 4 事務局の内部組織は、政令で定める。

第三章 事故等調査

(事故等調査)

五条第一号及び第二号に規定する調査を行うものとする。 附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、第**第十八条** 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の

は、次に掲げる処分をすることができる。2.委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるとき

- 報告を 心人命又は気空機の使用を \mathcal{O} 関係者 徴すること。 (以 下 (以下「航空事故等関係者」という。) から:航空機の救助に当たつた者その他の航空事:著、航空機に乗り組んでいた者、航空事故
- 事故 ら報告を徴すること。 鉄道 等の関係者 道 関係者(以下「鉄道事故等関係者」という。)かに事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道・業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた
- 関係 徴すること。 関係者(以下「船舶事故等関係者」という。し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶の使用者、船舶に乗り組んでいた者、 他の船 ノ。)から報、、船舶事故等の
- 几 の事故等に関係立ち入つて、は を検 くは 立ち入つて、航空機、鉄道者又は船舶の使用者の事務 すること。 事 船舶 放等の現場 查 事 関係 ,故等関係者(以下「関係又は航空事故等関係者、 のある物件 航 空機 _ (以下 \mathcal{O} 施設、 使用 所その他の必要と認 (以下「関係物件」という。) 者、 関係者」という。 船舶、 鉄道事故等関係 鉄 道 帳簿、 事業者、 書類その他 8 る 軌 に質問 活若若し 場所 道 経 に営
- 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に関係者に出頭を求めて質問すること の提 出を求め、又は提出物件を留め置くこと。 対 し当 該 物
- 関係物 全を命じ、又はその移動を禁止すること。 件の と認める者以外の者が立ち入ることを禁止するこ \mathcal{O} 現場に、 所有者、所持者若しくは保管者に 公務により立ち入る者及び委員会が支 対 l 当該 物

- 3 事 几 号に 委員 務 局 掲げる処分をさせることができる。 の職 員に前項各号に掲げる処分を、 が あると認めるときは、 委員 専門委員に 委員又は 1同項第
- その きは、これを提示しなければならない。 前項の 身分を示す証 規定により第二項第四号に掲げる処分をする者 票を携帯 し、かつ、 関係者の請求があると は、
- 5 ために認められたものと解釈してはならない。第二項又は第三項の規定による処分の権限 は 犯 罪 捜 査 \mathcal{O}

(調査等の委託

- 第十九条 三に 事 ることができる。 行政法人(るときは、 業者その他の民間 二条第一 おいて同じ。)、一般社団法人若しくは一般財団法人、条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十八条の 八(独立行政法人通則法は、調査又は研究の実施に委員会は、事故等調査を の団体又は学識経験を有する者に に関する事 を行うため (平成十一年法律第百三号) 必要が ·務 の 第二十八条の 部を、 あると認 委託 独立 す 8
- 2 関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 しくは 前項のは 職員又はこれらの職にあつた者は、規定により事務の委託を受けた者若 を受けた者若し T該委託事務に しくはその役員
- 3 しくは (明治四十 第一 法令により公務に従事する職員とみなす。 職 項の規定により事務の委託を受けた者又は 員 年法律第四十五号) その他の罰則の であつて当該委託事務に従事するも 適 用に その \mathcal{O} は、 役員 つい 刑法 7

等の 発生の通 報

玉 1土交通 大臣は、 航空法第七十六条第一 項若しくは

その旨を通報しなければならな 道事故等が発生したことを知つたときは、 しくは第十九条の二の規定により航 等について報告があつたとき、又は しく は \mathcal{O} 若しくは 空事 航 空事故 故等若 道 事業法 直ちに委員会に 成等若しくは 行しくは鉄道 米法第十九条

- 第二十一条 同法第十九条の規定により船舶事故等について報告があつた務を日本の領事官が行う場合にあつては、当該領事官)は、号)第百三条第一項の規定により国土交通大臣の行うべき事 とき、 .委員会にその旨を通報しなければならない。 又は船舶事故等が発生したことを知つたときは、 国土交通大臣 (船員法 (昭和二 十二年法律 直ち 第 百
- 2 たことを知つたときは、 ばならない。 海上保安官、警察官及び市町村長は、船舶事故 直ちに委員会にその旨を通報し で通報しなけ吸等が発生し

国土交通大臣の援助

- 第二十二条 めるときは、 『査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることでるときは、国土交通大臣に対し、事故等についての事実の 委員会は、 事故等調査を行うため必要があると認
- るときは、その職員に第十八条第二項第四号に掲げる処分をの調査の援助を求められた場合において、必要があると認め国土交通大臣は、前項の規定により事故等についての事実 せることができる。
- ちに当該事故等について事実の調査、 国土交通大臣は、 会が 事 故等調 査 を円滑 事故等が に開始 発 生したことを知 することが 物 件の収 できるため 収集その他の の適

切な措置をとらなけれ なら

- 4 る処分をさせることができる。 あると認めるときは、その職員に第十八条第二項各号に掲げ 国土交通大臣は、前項の規定による措置をとるため必 要が
- 5 定により職員が処分をする場合について準用 第十八条第四項及び第五項の 規定は、 第二 でする。 項又 は 前 項 \mathcal{O} 規

削除

(原因関係者等の意見の 聴

第二十四条 に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。 委員会は、 事故等調 査を終える前に、原 因 関係

- 2 る前に、意見聴取会を開き、 委員会は、必要があると認めるときは、事故等調 当該事故等に関して意見を聴くことができる。 関係者又は学識経験の 査を終 ある者 か え
- 3 故等又は旅客を運送する海上運送事業の用に供する船舶につ 事業の用に供する鉄道若しくは軌道において発生した鉄道 発生した航空事故等、 ついては、 .て発生した船舶事故等であつて一般的関心を有するものに 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機につい 前 項の意見聴取会を開かなければならない。 旅客を運送する鉄道事業若しく 、は軌 事 道 7

(報告書等)

第二十五条 等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国 交通大臣に提出するとともに、 事故等調査の経過 委員 会は、 事故等調査を終えたときは、 公表しなければならない。 当該 事 土故

- 認定した事 実を認定した理由 実

几

2 3 事故等調査 ると見込まれる等の事由により必要があると認めるときは、 一した日から一年以内に事故等調査を終えることが 委員 項の 報告 は、 の経過について、 事故等調査を終える前においても、事故等が 少数意見を付記するものとする。 国土交通大臣に報告するととも が困難であ

第四章 勧告及び意見の

公表するものとする。

、国土交通大臣への勧 告)

第二十六条 ら。め講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができめ講ずべき施策について国土交通大臣に勧ける被害の軽減のた故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のた銀追事故等者しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事 故

策について委員会に通報しなければならない。 玉 土交通大臣 は、 前項の規定による勧告に基づき講じ た施

因関係者への勧告

第二十七条 (若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減、道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄気があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故: について報告を求めることができる。 告を受けた原因 委員 ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。 会は、 委員会は、 要があると認めるときは、 [関係者に対し、その勧告に 事故等調査を終えた場合におい 前項の規定による 基づき講じた措 くて、必 鉄道のた

> 3 当な理由 委員 その旨を公表することができる。 会 は がなくてその勧告に係る措置を講じ 第一項 \hat{O} の勧告に係る措置を講じなかつたとき規定による勧告を受けた原因関係者が

(意見の陳述)

第二十八条 のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄二十八条 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故 の長に意見を述べることができる。

雑則

(情報の提供) 第五章 雑

第二十八条の二 委員 者に対し、当該事故等調査に関する情報を、適時に、かつ、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの二十八条の二 委員会は、事故等調査の実施に当たつては、 適切な方法で提供するものとする。

(関係行政機関等の協力)

第二十八条の三 長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求める第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の理事政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団 ことができる。

(政令への委任

な事項は、 一十九条 この法律に定めるも 政令で定める。 ののほ か、 委員会に関し 必

したことを理由として、 ことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受け第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為を★ 何人も、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十呈益取扱いの禁止)

第三十二条 次の各号のいの懲役又は五十万円以下第三十一条 第十九条第二 円以下の罰金に処する。条第二項の規定に違反 した者は 年以 下

下の罰金に処する。 いずれかに該当する者は、三十 万 円 以

虚偽の報告をした者 三項又は第二十二条第四 第十八条第二項第一号、第二号若しくは第三 項 の規定による報告 の徴 取 に同 対 対条し第

しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、 陳述をした者)くは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽の紀二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若第十八条第二項第四号、同条第三項若しくは第二十二条

の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者 第十八条第二項第五号、同条第三項 文は第二 十二条第 兀

兀 の規定による処分に違反して物件を提出しない者 第十八条第二項第六号、 同条第三項又は第二十二条第 兀

した者 の規定 第十八条第二項第七号、 による処分に違反 (して物件を保全せず、又は移ぼ同条第三項又は第二十二条第) 動四

が送者が、その法人の代表者又は法 1人又は人の業務に関法人若しくは人の代 7理人、 前条の用

> 違反行為をしたときは、 人に対して、 同条の刑を科する。 <u>|</u>為者 する ほ か、 その 法 は

施 行 期日 (平成二〇年五月二日法律第二六号) 抄

は、公布の日から施行する。 一条 この法律は、平成二 |条第一項及び第二-月一日から施行す ける。 項の規定

【外の等に関する経過措置)(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の法律(これに基づのの表により、この法律による改正後の法律(これに基づいて、旧機関」という。)がした認可、指定その他の処理がの表の中欄に掲げる従前の国の機関(以下この条において「旧法令」という。)の規定を、この法律による改正前の法律(これに基づく会 定に基づいて、同表の下欄に掲ぎを含む。以下この条において「ご この条において「新機関」という。)がした認可 の処分又は通知その他の行為とみなす。 .掲げる相当の国等の機関 新法令」という。)の (これに基づく命令 政令で定めるとこ 条規に < 処分又は通 水において水定により 指定その 相当規 令を含 (以下

| (略) | | (略) |
|-----|--------------|-----|
| (略) | 航空・鉄道事故調査委員会 | (略) |
| (略) | 運輸安全委員会 | (略) |

機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみよ令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政 旧 ことのこと 他規 の定 の行為は、附別足により旧機関 のを除き、この法律の施行後附則第四条の規定によりなお機関に対してされている申請

3

無 略 鉄 道事 故 調 査 委員会設 置法 0) 部 改正 に 伴う 経過

事故調査委員会のです、同日におすらごのようにより、運輸安全委員会の委員長又はのとみなされる者の任期は、運輸安全委員会ののとみなす。この場合において、そのとみなす。この場合において、そのとみなす。この場合において、そのとのとみなす。この場合において、そのとのとのとのです。 日 任期間と同一の期間とする。 委員 委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任規定にかかわらず、同日における従前の航空・ \mathcal{O} 長又は 条の [輸安全委員会設置法」という。) 第八条第7の規定による改正後の運輸安全委員会設置はは委員である者は、それぞれこの法律の施2 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 委員としてのそれぞれの任期の同日における従前の航空・鉄道、運輸安全委員会設置法第九条場合において、その任命された員会の委員長又は委員として任 後、それに前の航 空 道 事 故 調 査 法行委

主委員 項に規定する委員の任命のために必要な行為一委員会の委員については、運輸安全委員会設 施 行 前においても行うことができる。 法律の施行に伴い新たに任命されることとなる運 ために必要な行為は、この法律運輸安全委員会設置法第八条第に任命されることとなる運輸安

係るその職者 航 鉄道 は、第二条の規定の施行後も、なお従務に関して知り得た秘密を漏らしては、道事故調査委員会の委員長又は委員で つであ に前の例によならない善にあった者に よ義に

出され 運 輸 た航 故 安全委員 ていないものについても適用する。 等又は鉄 又は鉄道事故等に関する報告空事故等又は鉄道事故等で同 会設 置 法の規定 する報告書 は この 治法律 が おの 玉 土 い施 てまだ当該

施行の日前に 交通大臣

> 5 申立 生した海 運 輸 (審判法の一部改正に伴う経過措置) てがされていないものについても適用 安全委員 難 で同 、会設置法 日日に おいてまだ当該 \mathcal{O} 規 定 は、 この 海難に関す 法 律 \mathcal{O} 施 うる審 行 \mathcal{O} 判開 日 前 始に

(海難審判法の一

第六条 の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従よりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律:六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定に 前の例による。

(検討)

第九条 があ その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 観点から運輸安全委員会の機能 、この法律によるな条の政治は、このは ると認めるときは、 よる改正後 法 律 運輸の安全の \mathcal{O} の規定の実施状況を勘 施行後五年を経 の拡充等について検討 一層の 過 ついて検討を加え、の確保を図る等の した場合にお 案し、必 1